

河川堤防の刈草を無償提供しています！

～資源の有効利用により処分コスト縮減～

湯沢河川国道事務所では、管理する河川堤防の良好な植生を維持し、堤防巡視点検における視認性などを確保するため、年2回の堤防除草を実施しています。

堤防除草により発生した刈草は、一般的に焼却施設やリサイクル施設で処分されますが、家畜用の飼料などとして無償提供し、有効活用していただくことで、処分コストの低減に取り組んでいます。

国土交通省湯沢河川国道事務所が管理する河川は、雄物川(87.9km)、玉川(10.8km)、丸子川(1.5km)、横手川(1.2km)、大納川(2.5km)、皆瀬川(9.0km)、成瀬川(3.0km)の6河川、総延長は115.9kmです。

1. 提供期間及び提供河川

■ 提供期間

- 1回目 : 平成28年 6月中旬 ～ 7月中旬の間 (土・日・祝日を除く)
2回目 : 平成28年 9月上旬 ～ 10月中旬の間 (土・日・祝日を除く)

■ 提供河川

雄物川、玉川、丸子川、横手川、大納川、皆瀬川、成瀬川

2. 申し込み方法等

■ 提供場所、期間などの詳細は最寄りの出張所へご確認ください。

■ 提供にあたっては、申込書の提出が必要となります。

申込書はこちらからもダウンロードできます→ 申込書様式 (Excel形式)

	大曲出張所	十文字出張所
担当区間	大仙市	横手市、羽後町、湯沢市
	雄物川、玉川、丸子川、横手川	雄物川、大納川、皆瀬川、成瀬川
連絡先	TEL 0187-63-3340	TEL 0182-42-0109

3. 注意事項

- 刈草は、家畜の飼料や敷ワラ等、自家消費される方のみ提供いたします。
- 引き取った刈草の不法投棄、転売等営利目的の使用等は禁じます。
- 時期や場所によっては、希望する量を提供できない場合があります。
- 積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等について、当方は一切責任を負いませんので、自己責任により行ってください。

〈発表記者會〉 県政記者會、横手記者會、秋田魁新報社湯沢支局、大曲支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所
秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2
電話 0183-73-3174 (代表)
副所長 (河川) 佐藤 徳男 (内線204)
河川管理課長 長谷川 優人 (内線331)

刈草提供申込書

申請月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	
連 絡 先	
利用目的	<input type="checkbox"/> 家畜の飼料 <input type="checkbox"/> 敷ワラ <input type="checkbox"/> 堆肥 <input type="checkbox"/> その他()
希 望 量	<input type="checkbox"/> 軽トラック 台分・[] 台分 <input type="checkbox"/> 梱包ロール 個分
運搬方法	<input type="checkbox"/> 軽トラック <input type="checkbox"/> 2tトラック <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他()
搬出予定	平成 年 月 日 時頃

私は、今回の刈草無償提供における注意事項等を遵守し、自己責任であることを理解したうえで提供を希望します。

国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所
出張所長 殿

氏名: _____ 印

個人情報の保護

上記申請書により得られる個人情報は、刈草の提供を円滑に実施するために使用するものであり、それ以外の目的には一切使用しません。(湯沢河川国道事務所)